

令和6年4月9日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年4月9日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 それでは、定刻になりましたので、令和6年度第1回高森町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。

委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会の成立を報告いたします。

それと、農業委員会事務局ですが、今年度は異動もなく、昨年と同じ体制で農業委員会事務局としてやっていきたいと思っておりますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、会長に御挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

皆様には、お忙しい中、本日の総会に出席していただき、ありがとうございます。

4月に入って、皆さんも植付けの準備、または植付け等で忙しい頃かと思っております。

しかし、昨日まで雨が続けて、なかなか作業も滞っていることじゃないかと思っております。

今日からちょっとは、晴れがしばらくは続くみたいですので、作業の上では幸いかなと思っております。

それと、本日の総会の議題は、議案が1と報告が1という、2つぐらいしかありませんから、総会自体は早く終わると思っております。

総会が終わった後、高森地区の非農地認定判断を行いたいと思っておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまです。

では、進めていきます。

### 「議第1号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和6年4月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということですが、こちらからの指名でよろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。年度初めということですので、また1番から始めたいと思っております。

今回は、1番委員、2番委員にお願いします。

「報告第1号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和6年4月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは相続の案件ですので、これは事務局から説明をお願いいたします。

事務局 4ページをお開きください。  
番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましましては叔母から甥への相続になります。  
補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆になります。

続きまして、番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましましては、親から子への相続になります。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆になります。

これは1点補足ですが、番号2の1番の農地につきましましては、面積が小さすぎて、航空写真では表示できませんでしたので、補足資料には載っておりません。

御了承いただければと思います。

続きまして、番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましましては親から子への相続になります。

補足資料は、5ページの赤枠で囲ってある筆になります。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということです。  
これは報告ですので、次に進めていきたいと思っております。

「議第2号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和6年4月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは4条の審議ですので、担当委員の3番委員から説明をお願いします。

3番委員 農地法第4条の審議です。  
番号1番でございます。  
土地の所在地はご覧のとおりです。  
転用の理由、農地の情報は左記のとおり。  
鳥獣害により耕作できないため杉を植林したいということです。  
なお、補足資料は、6ページから8ページでございます。  
審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局 この農地につきましては、農振農用地に入っておりましたが、植林して管理するという計画で、令和6年2月に県より同意があり、農振農用地を除外されましたので、今回、転用の4条申請がありました。  
許可基準につきましては、申請書には事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から、一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。  
また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。  
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。  
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

4番委員 ちょっと聞きたいんですが、今後、こういうのが多く出てくると思いますが、いわゆる申請してどれくらいで転用許可が下りるのか教えてください。

- 事務局 今のは農振農用地の除外、転用許可のスケジュールもですか。
- 4番委員 申請からどれくらいかかって除外が通るのか。  
今後、こういう事案が増えてくるのではないかと思います。
- 事務局 4番委員のご質問にお答えします。  
今回、申請されている方のスケジュールを考えると、9月に農用地除外申請書が出され、町の協議会が11月。  
県の手続きを経て、2月に除外許可が終わりました。  
申請から許可まで、5か月から半年はかかります。  
面積が大きいと別途県との協議も挟むので、そうするとまたちょっと時間がかかります。
- 事務局長 今、係長が言いましたように、約半年ほどかかりますが、農振農用地除外は、5月と11月に協議会を開いております。  
そのタイミングに合えば、半年とかでできるんですが、5月以降とか6月に出した分については11月審議になります。  
申請時期次第では1年とか、そのスパンが申請時期によって変わってくるようになります。  
ですから、できるだけ申請の予定がありましたら事務局と相談されるよう促していただければ良いかと思っております。  
以上です。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 12番委員 面積が大きいと言われたんですが、どれくらいから大きいという基準になるんですか。
- 事務局 基準が3,000㎡を超えると、ちょっと手続きが増えてしまうので。
- 事務局長 3反を超えると、県の常設審議委員会という、また別の委員会の審議が必要となります。  
本町の場合、係長が行って、植林計画とかを説明し、同意をもらうという手続きが1個発生するという事です。  
そのため、少々時間がかかるということを申し上げました。
- 12番委員 だからもう1個、審査会が増えるからということですね。

議 長 はい。ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。質問がないということですので、この議案については可決いたします。  
本日は、これで総会を終わりたいと思います。  
お疲れさまでした。